



# 産婦健康診査(2週間健診・1か月健診)

対馬市では産後の身体の回復状況の確認とうつ病予防のために、  
出産後間もないお母さんのこころとからだの健康状態をチェックする  
「産婦健康診査」を実施しています。



## ●対象者

産婦健診受診日時点で対馬市に住民票のある方

## ●回数・実施時期・実施項目・助成額

回数	1回の出産につき2回
実施時期	出産後おおむね2週間以内及び産後1か月の2回
実施項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・診察（子宮復古状況等）</li><li>・体重測定、血圧測定</li><li>・尿検査（蛋白、糖）</li><li>・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の評価</li></ul>

## ●受診方法

「産婦健康診査受診票」を医療機関に提出し、受診して下さい。

※契約のない医療機関で受診される場合は、償還払い対応となります。

流れ：①受診時に「産婦健康診査受診票」を提出し、医療機関に結果を記入してもらい、自己負担で支払う。②後日、「産婦健康診査受診票」「領収証及び診療明細書」「領収証」と、「産婦健康診査助成交付申請書兼請求書（様式第2号）」を市に提出。③指定の口座に助成金が振り込まれる。

## ●問合せ先

居住地区	担当部署	住所・電話番号
上対馬・上県・ 峰・豊玉・美津島（小船越～濃部）	健康増進課	〒817-1292 対馬市豊玉町仁位380番地 電話：0920-58-1116
美津島（根緒～大山）・厳原	南地区保健センター	〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地 電話：0920-52-4888

